

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱第3の2の(1)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次の1又は2に該当するものとする。

- 1 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2の(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる同種取決め等を含む。)
- 2 令和2年度までに限り、同通知5の(1)に基づく工程表で公表が行われているもの

附 則(令和2年3月30日付け元経営第3263号)
この通知は、令和2年4月1日から施行する。